

宇佐市ごみ集積ボックス施設設置費補助金の交付について

《内 容》 ごみ集積ボックスの施設の整備を行う自治区に対して施設（ボックス）の設置費を補助します。

《対 象》 市内の業者から購入・設置するもの

- ・ 同じ年度に1つの自治区に2施設まで（申請書は1施設ごとに作成）
- ・ 申請前に購入したものは、補助金の対象になりません。
- ・ アパートや分譲地等の集合住宅専用のボックスは、補助金の対象になりません。
- ・ 予算がなくなり次第終了となります。
- ・ 必ず同年度内に完了してください。

《補助金額》 設置費の2分の1（100円未満切り捨て）
ただし、上限40,000円。

《申請手順》

① 設置するボックスの構造及び設置場所について生活環境課に協議。

※集積所を新設する場合や場所変更を伴う場合は、ごみ集積所（新設・変更）申請も必要です。

② 以下の書類を生活環境課へ提出。

※施設を利用する住民で、設置場所や維持管理等について十分に話し合った上で提出してください。

・ 様式第1号	補助金交付申請書
・ 様式第2号	施設を利用する住民の合意書（おおむね15世帯以上）
・ 様式第3号	関係用地の同意書
・ 様式第4号	施設を利用する住民の地域図（ゼンリン可）
・ 見積書	申請後に見積額と購入額が変更になった場合は変更申請が必要
・ 現在の集積所の写真	直置きの場合はごみがある状態のもの
・ ボックスのカタログ等	ボックスの構造等がわかるもの

③ 審査後、生活環境課より交付決定通知書が区長宛てに届く。※申請後、1週間程度。

④ ごみ集積ボックスの製作・設置及び支払いをする。

⑤ 完成後、以下の書類を生活環境課へ提出。

・ 様式第6号 補助金交付請求書
・ 交付決定通知書の写し
・ 領収書の写し
・ 完成写真

⑥ 2～3週間後、補助金が指定口座へ振り込まれる。

【お問い合わせ先】 宇佐市役所 生活環境課リサイクル推進係 Tel. 0978-27-8133（直通）